

## 「G20諸国の貿易措置に関するWTO報告書（第16版）」

（概要）

平成28年11月

経済局国際貿易課

11月10日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第16版）」を公表したところ、ポイントは次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、本年5月中旬から本年10月中旬までの約5か月間に導入された措置を対象としている第16版。なお、本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

- 今回の調査対象期間にG20諸国が新規に導入した貿易制限措置は85件、月平均17件であり、前回の調査での月平均21件と比較すると若干の減少傾向にある。
- 2008年以降G20諸国が導入した貿易制限措置（貿易救済措置を含む）の累計1,671件のうち、本年10月中旬までに撤廃された措置は408件のみで、依然として1,263件が残っている。
- G20諸国は、集団的に、また個別的に、新たな保護主義的措置を抑制し、ロールバック（導入した貿易制限措置の撤廃）を行うコミットメントを達成するためにいっそう努力することが不可欠である。
- 貿易自由化措置（注）は66件導入され、これは月に平均13件の新しい貿易自由化措置が導入されたことになり、前回調査時よりもわずかに減少傾向にあるが、2009年から2015年の平均件数より若干減少した結果となった。
- 世界貿易の成長率（WTOが2016年9月27日発表）は、1.7%（前回調査時の2.8%より▲0.9%）に留まっており、この見通しが実現するのであれば、リーマン・ショック以降最も低いペースの成長率となる。
- G20は、貿易の恩恵がさらに拡大し、より理解されることを確保するために協力する必要がある。包摂的な貿易の実現の失敗は、将来的に、保護主義の蔓延への道を開きかねない。

（注）「貿易自由化措置」とは、例えば、関税の減免をはじめとする貿易の自由化に資する措置のこと。

（注）我が国の貿易関連措置は、本年9月30日高重合度ポリエチレンテレフタレート（中華人民共和国産）のアンチ・ダンピング（不当廉売）関税措置の調査開始について記載されている。

（了）